

# 日本評価学会の会費に関する規程

2024年9月27日 日本評価学会理事会決定

## (目的)

第1条 本規程では定款第8条に定める会費の額について定める。

## (会費の額)

第2条 各会員種別の会費の額は以下のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は12,000円とする。
- (2) 学生会員の会費は5,000円とする。
- (3) 賛助会員の会費は1口80,000円とする。
- (4) 名誉会員の会費は徴収しない。
- (5) 准会員の会費は10,000円とする。

## (会費の年度)

第3条 年会費の年度は定款第43条に定める事業年度と同じとする。

## (入会年度の会費)

第4条 入会日は学会が会員を登録した日とする。事業年度の中途に入会した会員の当該年度の会費額は、当該年度の年会費とする。

## (会員種別の変更)

第5条 会員種別の変更を要する事由が発生した場合、会員は速やかに会長に対して届出を行う。

- 2 会員種別の変更の承認は日本評価学会理事会にてこれを行う。
- 3 会員種別の変更に伴う会費の額の変更は、会員種別変更が承認された日の翌年度の会費からとする。
- 4 会費の未納がある会員について、会長は会員種別の変更を認めてはならない。

## (退会)

第6条 定款第9条第1号ならびに第3号により会員の資格を喪失したときであっても、会費の未納については当該会員に支払い義務があるものとする。

## (再入会)

第7条 会費の未納がある者については、相当の理由があると認められない限り、会長は再入会を認めてはならない。

(シニア会費)

第8条 正会員で以下の条件を満たした者についてはシニア会費を徴収する。

- (1) 4月1日時点で満65歳以上かつ正会員歴が通算10年以上の者
- (2) それまでの会費を完納している者
- (3) 常勤の職を有していない者
- (4) 毎年5月末日までに会長に申請を行い、理事会によりシニア会費の適用承認を受けた者

2 シニア会費は第2条に定める額にかかわらず5,000円とし、前項(4)による承認を受けた正会員について、当該承認を受けた日の翌年度から適用する。

附則

(准会員の募集停止)

第1条 准会員の募集は2025年9月末日をもって停止する。

第2条 本規程は2025年4月1日より施行する。